

### 携帯基地局からの電波によるテレビの受信障害と対策

令和2年10月8日に引き続き3年3月18日に、各携帯電話事業者が地上デジタル放送移行で空いた電波帯(700MHz帯)を使用し、試験電波の発射を行う予定です。

この700MHz帯は地上デジタルテレビ放送で使用する電波帯に近接しているため、一部のテレビに「映像が乱れる」「映らない」といった障害(受信障害)が発生する可能性があります。

※ケーブルテレビや光ケーブルでの地上デジタルテレビ放送の視聴に影響はありません。この受信障害を解消するため、700MHz利用推進協会(株)NTTドコモ、KDDI(株)、沖縄セルラー電話(株)、ソフトバンク

※700MHz帯利用による影響が疑われる場合、協会指定対策員が対策作業を行います。

影響の出る可能性の高い地区にお住まいの方  
お知らせを送付のうえ、協会指定対策員が訪問し、対策作業(対策用フィルター)の取り付け、またはブースターの交換)を実施します。

影響の出る可能性の低い地区にお住まいの方  
お知らせは影響の出る可能性が低い地区にも送付しています。

3月18日以降に影響が出た場合、700MHzテレビ受信障害対策コールセンター0120-700-012(ご連絡ください)。

※IP電話等でつながらない場合は、050-3786-0700へ(ご連絡ください)。



### ごみの排出は計画的に

3~4月は引っ越しシーズンのため、ごみの排出量が多くなります。引っ越しを予定している方は、「青梅市ごみ収集カレンダー」で収集日を確認のうえ、計画的に排出してください。

●引っ越しごみ排出方法  
家庭から排出される際と同じ基準で分別してください。

※かん、びん、ペットボトル、ガラス、陶磁器は透明または半透明の袋に入れてください。

### リサイクルセンターへの持ち込み

市外に転出する方で引っ越しまでに収集日がない場合に限り、家庭ごみの受け入れを行っています。

※本人確認書類(運転免許証等)をお持ちください。

※月々金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時~午後4時

※市内で転居する方は、持ち込みできません。地区ごとに決められた収集日に出してください。

### 粗大ごみの排出方法

次のいずれかの方法で排出してください。

▽自宅回収(事前予約制)  
粗大ごみ専用受付 ☎23-5805へ申し込み  
※月々金曜日(祝日を除く) 午前9時~午後5時

▽リサイクルセンターへの持ち込み  
月々金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時~午後4時

※予約不要  
問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係、収集指導係

問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係、収集指導係

### 資源回収実施団体説明会を中止します

毎年実施している資源回収実施団体説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止します。

登録関係書類や説明会資料を各実施団体へ送付しますので、ご確認ください。

新たに集団回収を行いたい団体は、清掃リサイクル課へお問い合わせください。

問い合わせ 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

### 羽村市自然休暇村が閉館します

羽村市自然休暇村(清里、八ヶ岳少年自然の家)は、3月31日で閉館します。利用を予定していた方には、ご理解をお願いします。

問い合わせ 秘書広報課交流担当

### 青梅市ごみ収集カレンダーを各家庭に配布します

ごみ収集日を掲載した青梅市ごみ収集カレンダー(令和3年4月~4年3月)を環境美化委員の協力のもと、各家庭に配布します。

郵便受けに投函するため、他の郵便物に紛れ込む場合がありますのでご注意ください。

3月22日(月)を過ぎても届かない場合は、清掃リサイクル課へご連絡ください。

なお、市民センターでも当該地区のカレンダーを受け取ることができるほか、市ホームページ(記事ID...1182)にも掲載しています。

問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係



△青梅市ごみ収集カレンダー

### 国民健康保険税 特別徴収仮徴収額決定通知書を送付します

次の方に4月以降の年金からの引き落とし(特別徴収)となる保険税額をお知らせします。

3月末までに決定通知書を送付しますので、ご確認ください。

問い合わせ 保険年金課資格課係

### 軽自動車税(種別割)の障害者減免

身体障害者手帳などをお持ちの方が利用する軽自動車(バイクを含む)は、申請することで障害の程度により軽自動車税(種別割)が減免されます。

新たに減免申請する方や軽自動車を乗り換えた方は、5月31日(月)までに申請してください。

- ①身体障害者手帳
- ②戦傷病者手帳
- ③愛の手帳(1~3度)
- ④精神障害者保健福祉手帳

※①②で該当する区分・級・程度についてはお問い合わせください。

申請に必要なもの  
④に該当する各手帳、車検証または標識交付証明書、運転する方の運転免許証、納税義務者の個人番号カードまたは通知カード、納税義務者の認め印

申請先・問い合わせ 市民税課庶務係(市役所1階)

### バイク、軽自動車等の名義・住所変更、廃車等の手続きはお早めに

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在のバイクや軽自動車等の所有者に課税されます。車検切れ等で乗っていないとしても登録されていると課税されます。

▽バイク(125cc超) : 東京運輸支局八王子自動車検査登録事務所 TEL.0428-050-5540・2034

▽軽自動車(三輪・四輪) : 軽自動車検査協会八王子支所 コールセンター ☎050-3816-3103

※必要書類等は手続き先へお問い合わせください。

登録や廃車などの際は軽自動車税(種別割)の申告も忘れなく

バイク(125cc超)や軽自動車(三輪・四輪)は、登録・名義や住所の変更、

バイク(125cc以下)、登録・名義や住所の変更、

廃車手続きのほかに、軽自動車税(種別割)の申告手続きが必要です。申告手続きをしないと、バイクなどを所有しているにもかかわらず課税されます。業者などに依頼した場合はご確認ください。

ご注意ください  
友人・知人同士でバイクや軽自動車等を譲渡したときに、新しい所有者が名義変更の手続きを忘れ、以前の所有者に課税され続けてしまうトラブルがあります。名義変更や廃車の手続きをしてから譲渡することをお勧めします。

また、業者に車体を引き取ってもらう場合、ナンバープレートは、廃車手続きに必要ですので取り外しておいてください。

問い合わせ 市民税課庶務係

また、業者に車体を引き取ってもらう場合、ナンバープレートは、廃車手続きに必要ですので取り外しておいてください。

問い合わせ 市民税課庶務係

また、業者に車体を引き取ってもらう場合、ナンバープレートは、廃車手続きに必要ですので取り外しておいてください。